

令 6 薬 務 第 7 1 2 号
令和 6 年(2024年)10月11日

一般社団法人山口県医師会長
一般社団法人山口県病院協会長
公益社団法人山口県歯科医師会長
公益社団法人山口県獣医師会長
一般社団法人山口県薬剤師会長
山口県病院薬剤師会長
山口県製薬工業協会長
山口県薬業卸協会長

様

山口県健康福祉部長

濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量について

このことについて、令和 6 年10月 4 日付け医薬監麻発1004第 3 号により、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。

なお、通知の電子ファイルを薬務課Webページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/so-shiki/48/20278.html>) に掲載していることを申し添えます。

薬 務 課
麻 薬 毒 劇 物 班
担当：藤井(千)
TEL:083-933-3018
FAX:083-933-3029